

香川県報



第 71 号

平成 18 年

9 月 8 日（金曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

規則 ●香川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税務課) 一

告示 ○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課) 三

○保安林の指定の解除予定の通知 (みどり保全課) 三

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による産業廃棄物処理施設の許可の申請 (廃棄物対策課) 四

○障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 七

○道路の供用開始 (道路課) 七

○道路の区域変更 () 七

●地方自治法施行令の規定に基づく徴収又は収納事務の委託 (審査課) 一

○基本測量の実施の通知 (土木監理課) 一

○監査結果の公表 (二件) () 一

規則

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年九月八日
香川県知事 真鍋武紀

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則
香川県税条例施行規則（昭和二十九年香川県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（収納の事務の委託基準）

第九条の二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 普通地方公共団体の公金又は電気料金、ガス料金等の収納の事務を受託した実績があること。

二 委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。

三 収納した県税に係る事項を正確に記録し、及び県に遅滞なく報告することができ、かつ、収納した現金を指定金融機関に遅滞なく払い込むことができる技術的な基礎を有すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●香川県告示第五百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年九月八日

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
東かがわ市松原1128番地

香川県知事 真鍋武紀

(2) 常磐染工株式会社 代表取締役 國東 直矢
 事業場の所在地及び名称 東かがわ市松原1128番地
 常磐染工株式会社

(3) 特定施設に関する事項

種 類	能 力	150kg/回	紉績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設
	工 期	工事着手予定年月日 許可日	
等	工事完成予定年月日	着工から3日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	完成日	

断続及び連続16～24時間 (4～5回転)

排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	120	170
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	120	170
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	60	70
	窒素含有量 (mg/ℓ)	30	40
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		100	110

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
 変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 2 排 水 口
-----	-----------

排出水の汚染状態	項 目	変 更 前	変 更 後
		通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	3	4
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	3	4
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	3	4
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	120
	りん含有量 (mg/ℓ)	8	16
排出水の量 (m ³ /日)		22	32

排出水の汚染状態	項 目	第 7 排 水 口	最 大
		通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	30	40
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	30	40
	窒素含有量 (mg/ℓ)	60	120
	りん含有量 (mg/ℓ)	8	16
	大腸菌群数 (個/mℓ)	2,000	3,000
排出水の量 (m ³ /日)		1	1

他に、排水口が5箇所(雨水専用：1箇所)ある。

(備考) 今回、新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、工程排水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。なお、工場内でのト

産業廃棄物の最終処分場（安定型最終処分場）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類（ただし、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずにあつては、自動車等破砕物を除く。）

五 申請年月日

平成十八年八月十一日

六 申請書等の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

香川県環境森林部廃棄物対策課 香川県中讃保健福祉事務所環境管理室
綾歌郡綾川町住民生活課

2 縦覧期間

平成十八年九月八日（金曜日）から平成十八年十月十日（火曜日）まで

七 意見書の提出期限等

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月二十四日（火曜日）

2 提出先

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課

3 記載事項

意見書には、次の事項を記載するものとする。

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(二) 産業廃棄物処理施設の名称

(三) 意見の内容

●香川県告示第五百七十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、自立支援医療（精神通院医療）を担当させる医療機関を平成十八年九月一日次のとおり指定した。

平成十八年九月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	所在地
香川県立丸亀病院	丸亀市土器町東9-291
独立行政法人国立病院機構香川小児病院	善通寺市善通寺町2603
高松市民病院	高松市宮脇町2-36-1
高松赤十字病院	高松市番町4-1-3
香川県厚生農業協同組合連合会屋島総合病院	高松市屋島西町1857-1
医療法人社団玉藻会 馬場病院	高松市郷東町580
医療法人社団光風会 三光病院	高松市牟礼町原883-1
医療法人社団以和貴会 いわき病院	高松市香南町由佐113-1
社会保険 栗林病院	高松市栗林町3-5-9
医療法人社団中和会 西紋病院	丸亀市津森町595
N T T西日本高松診療所	高松市観光町649-8
社会福祉法人恩賜財団済生会支部 香川県済生会病院	高松市多肥上町1331-1
香川医療生活協同組合 高松平和病院	高松市栗林町1-4-1
財団法人大西精神衛生研究所附属大西病院	高松市上天神町336
さぬき市民病院	さぬき市寒川町石田東甲387-1
香川県精神保健福祉センター	高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎内
医療法人社団隆朗会 やまもと医院	高松市天神前5-22
全人クリニック	高松市勅使町62-4
医療法人社団 高小小児科医院	高松市木太町2区1813-1
鷺岡クリニック	高松市中新町11-12 三幸ビル2F
磯島クリニック	高松市常磐町2-3-6
ほそかわクリニック	高松市番町1-2-19 安西ビル2F
医療法人社団英新会 屋島伊藤クリニック	高松市高松町2552-2
竜雲メンタルクリニック	高松市多肥下町字二反地466
医療法人社団緑洋会 泉クリニック	高松市屋島西町2490-1
みのクリニック	高松市瓦町2-7-16 ソレイユ第3ビル4F
さくらメンタルクリニック	高松市高松町2412-10 カーザシェイロジウムール101号
メディカルカウンセリングルームたなかクリニック	高松市亀井町3-8 Aポイントビル4F
医療法人社団 いたうクリニック	高松市木太町6区3238-7
医療法人社団 ふくま内科クリニック	高松市牟礼町牟礼2560-11
えのもとクリニック	高松市亀井町9-3
アイクリニック	高松市亀井町8-1 千金丹ビル6F
やまぐちクリニック	高松市天神前5-6 5F
よしまつクリニック	高松市西の丸町2-17 宮脇書店ビル2F
有限会社はないな薬局	観音寺市大野原町花稲827-1
コスモ調剤薬局国分寺店	高松市国分寺町新名513-5
まつや薬局	高松市木太町3593-1 グリーンライフ木太A号
あさ調剤薬局	さぬき市寒川町石田東甲385-1
有限会社フレア・ファーマシーあすなろ調剤薬局	高松市西ハゼ町35
林田調剤薬局	坂出市林田町3331-3
姫浜調剤薬局	観音寺市豊浜町姫浜869-1
ワタキュー薬局きたちょう店	高松市木太町3833-1
ワタキュー薬局ばんちょう店	高松市番町2-5-8
有限会社キノシタ レモン調剤薬局	高松市塩上町7-1
栗林公園前薬局	高松市栗林町1-4-26
有限会社ライム調剤薬局	高松市香西東町326-1
ゆめ調剤薬局成合店	高松市成合町字西下所698-5
有限会社友愛薬局	高松市木太町1985-1
薬局元気通り	高松市香川町大野916-1 ウイングポート内
久保薬局	高松市香西本町414
西尾薬局	高松市多賀町2-17-11
屋島西調剤薬局	高松市屋島西町2490-19 グラン新蔵1階
浅野調剤薬局	高松市香川町浅野136
香西調剤薬局	高松市香西南町512-10
きれと調剤薬局	高松市川島本町276-4
やしま調剤薬局	高松市高松町2311
高松西調剤薬局	高松市鬼無町藤井447-1
トマト薬局	高松市宮脇町2-22-7
高松築港調剤薬局	高松市寿町1-1-5
安田薬局	高松市上福岡町900-6
元木薬局太田店	高松市太田上町779-4
みさき調剤薬局	高松市屋島西町1968-7
株式会社三河薬品ミカワ調剤薬局国分寺新居旧国道店	高松市国分寺町新居3399-2
株式会社三河薬品ミカワ調剤薬局空港通り三名店	高松市三名町西川381-5
株式会社三河薬品ミカワ調剤薬局栗林店	高松市栗林町2-19-22
株式会社三河薬品ミカワ調剤薬局国分寺役場前店	高松市国分寺町新居1290-1
株式会社三河薬品ミカワ調剤薬局D R U Gミカワ木太店	高松市木太町2区1325-1
まなべ調剤薬局	高松市川島東町518-6
株式会社松本大薬房薬局 松本薬局	高松市通町5-1
松原調剤薬局	高松市香西本町90-1
有限会社細川薬局	高松市瓦町2-7-19
平和薬局	高松市片原町11-1-103
有限会社アインズ・林町薬局	高松市林町1588-1
有限会社南天堂薬局	高松市塩屋町6-4
有限会社中山どれみ薬局	高松市東ハゼ町903-1

株式会社中山スズラン堂薬局浜ノ町店	高松市浜ノ町12-1
トモエ薬局「栗林」	高松市栗林町2-20-2
有限会社中央堂薬局	高松市常磐町1-10-1
アクア調剤薬局	高松市天神前5-53
有限会社辻上薬局高松店	高松市中央町1-1
有限会社辻上薬局今里店	高松市今里町2-13-8
たんぼぼ薬局天神前店	高松市天神前5-4
たんぼぼ薬局香川中央店	高松市香川町浅野1261-15
NMS高松調剤薬局	高松市番町5-3-3
そうごう薬局高松メディカルモール店	高松市天神前5-6 高松メディカルモール1階
そうごう薬局番町店	高松市番町2-6-26
すずらん調剤薬局南店	高松市観光通1-4-1 ミュキビル1階
有限会社すずらん調剤薬局	高松市瓦町2-2-16
三友調剤薬局八幡	高松市宮脇町1-31-10
有限会社三友調剤薬局	高松市常磐町2-4-3
サンアイリス薬局番町店	高松市番町4-15-5 新英ビル1階
有限会社サフラン調剤薬局	高松市福岡町3-3-25
小判屋薬局川添店	高松市東山崎町167
コスモ調剤薬局レインボーロード店	高松市多肥上町字日暮1342-9
社団法人高松市薬剤師会調剤薬局「亀岡」	高松市番町5-4-12
久間薬局多肥店	高松市多肥下町460-1
有限会社久間薬局	高松市円座町1262-1
ウルス調剤薬局「国分寺」	高松市国分寺町福家甲3174-1
かに調剤薬局一宮店	高松市一宮町145-3
かすが調剤薬局	高松市春日町466-7
ファルマ調剤薬局大野店	高松市香川町大野1326-1
岡本調剤薬局	高松市岡本町1709
有限会社大西薬局	高松市天神前5-24
エース調剤薬局	高松市檀紙町1533-1
今坂薬局	高松市香西北町22
有限会社稲本薬局	高松市上之町2-15-34
イナモト薬局花園店	高松市藤塚町3-5-24 アビテ藤塚1F
アーク調剤薬局	高松市多肥上町1342-1
有限会社青木薬局かたもと店	高松市屋島西町1453-1
有限会社青木薬局	高松市高松町2589
虹調剤薬局寺井店	高松市寺井町1385-45
社団法人香川県薬剤師会調剤薬局	高松市亀岡町9-20
社団法人香川県薬剤師会調剤薬局県庁前	高松市天神前5-11
康楽薬局	高松市伏石町1200-5
アトム調剤薬局	高松市番町1-10-26
有限会社岩野薬局	高松市宮脇町1-33-13
エム調剤薬局	高松市国分寺町新居1359-4
太田薬局	高松市屋島西町860-10
有限会社木田薬局東店	高松市円座町955-3 太山ビル1階
ジオ薬局前田店	高松市前田東町801-7
ジオ薬局栗林店	高松市栗林町1-14-5 吉田ビル1階
ジオ薬局三谷店	高松市三谷町南原1675-5
セラ薬局ライフ店	高松市木太町6区3236-2
ダイヤ薬局花園店	高松市多賀町2-15-21 大同ビル1階
ツヤマ薬局医大前店	高松市前田東町563-14
有限会社中嶋調剤薬局 中嶋A調剤薬局	高松市番町2-4-11
有限会社中嶋調剤薬局 中嶋B調剤薬局	高松市瓦町2-6-21
有限会社橋本薬局	高松市一宮町450-1
ハート調剤薬局牟礼店	高松市牟礼町牟礼2558-1
マルキ薬局	高松市栗林町2-17-20
みやび調剤薬局	高松市鬼無町藤井393-1
めぐみの薬局	高松市出作町205-1
リッリン薬局	高松市栗林町3-5-2
レデイ太田調剤薬局	高松市太田下町1615-9
さくら調剤薬局医大前店	高松市前田東町538-2
さくら調剤薬局太田店	高松市太田下町2463-7
あんず調剤薬局	高松市太田下町1872-5
ウエル調剤薬局藤塚店	高松市藤塚町1-11-32
オカウチ調剤薬局中央店	高松市亀井町8-2
くま薬局三木店	木田郡三木町大字氷上399-2
ホワイト薬局春日店	高松市春日町799-4
花の宮調剤薬局	高松市花ノ宮町2-11-5
フジヤ調剤薬局	善通寺市木徳町1073-1
フジヤ中央調剤薬局	観音寺市観音寺町甲3132
有限会社松村薬局 しど調剤薬局	さぬき市志度字花池尻2493-2
さくら調剤薬局寺井店	高松市寺井町925-7
さくら調剤薬局伏石店	高松市松縄町843-2
瀬戸調剤薬局川西店	丸亀市川西町北187-1
訪問看護ステーションいわき	高松市香南町由佐113-1

●香川県告示第五百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 善通寺府中線（十八号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市府中町字額谷三三二九番二地先から 坂出市府中町字額谷三三三〇番三 地先まで	一五・六 ） 二七・六	一一五	平成十一年 香川県告示 第三百五十 一号で変更 した区域の 一部

四 供用開始の期日 平成十八年九月八日

●香川県告示第五百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月八日から同月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 北風戸積浦線（二百五十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
香川郡直島町字地藏山三七四四番 地先から	前	五・五 ） 二九・〇	八三九	道路改良事 業によるバ イパス建設
香川郡直島町字立石三四四四番三 地先まで	後	九・五 ） 三九・〇	二三八	
香川郡直島町字立石三四五八番一 地先から	後	六・〇 ） 一三・〇	四三六	旧道部
香川郡直島町字立石三四六三番一 地先まで	後	九・〇 ） 三三・五	三四九	新道部
香川郡直島町字立石三四六三番一 地先から	後	五・五 ） 三三・五	一八一	

●香川県告示第五百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、徴収又は収納事務を次のとおり委託した。

平成十八年九月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

徴収又は収納事務	委託先	住 所	委託年月日
栗林公園入園料の収納事務	社団法人香川県観光協会	高松市番町四丁目一番一〇号	昭和四十五年十月九日
香川県公安委員会が設置したパーキング・メーター作動手数料の収納事務	財団法人香川県交通安全協会	高松市郷東町一四二番地一	昭和五十二年四月一日
栗林公園北門前駐車場使用料及び栗林公園東門前駐車場使用料の収納事務	社団法人香川県観光協会	高松市番町四丁目一番一〇号	昭和五十三年四月一日
沿岸漁業改善資金の償還金の徴収事務又は収納事務	徴収事務 香川県信用漁業協同組合連合会 収納事務 引田漁業協同組合 東讃漁業協同組合 鶴羽漁業協同組合 津田漁業協同組合 小田漁業協同組合 鴨庄漁業協同組合 志度漁業協同組合 牟礼漁業協同組合 庵治漁業協同組合	高松市北浜町九番一二号 東かがわ市引田二六六一番地四四 東かがわ市三本松二二五一番地二 さぬき市津田町鶴羽二九三八番地 さぬき市津田町津田一三二五番地 さぬき市小田一五一四番地二〇 さぬき市鴨庄四三七四番地三〇 さぬき市志度五三八六番地八 高松市牟礼町原三五九番地 高松市庵治町六三七七番地一	昭和五十五年二月五日
高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町四八番一六号		
女木島漁業協同組合	高松市女木町一五番地一七		
男木島漁業協同組合	高松市男木町一〇四番地六		
下笠居漁業協同組合	高松市亀水町二七二番地		
土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲二四番地九〇		
四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末一番地四		
唐櫃漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐櫃二六一〇番地二		
内海町漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲二二八一番地一		
池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田二二八番地三二		
与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目二番一八号		
直島漁業協同組合	香川郡直島町八三四番地五		
丸亀市漁業協同組合	丸亀市富士見町一丁目二番八号		
本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊四九四番地六		
多度津町高見漁業協同組合	仲多度郡多度津町高見一七二六番地一		
栗島漁業協同組合	三豊市詫間町栗島八六一番地一〇		
詫間漁業協同組合	三豊市詫間町詫間六八〇〇番地		
西詫間漁業協同組合	三豊市詫間町大浜乙四一七番地三		
仁尾町漁業協同組合	三豊市仁尾町仁尾丁一		

香川県番町地下駐車場、香川県玉藻町駐車場及び香川県歴史博物館駐車場の使用料(回数券により利用する場合の使用料に限る。)の収納事務	社団法人香川県観光協会	高松市番町四丁目一番一〇号	平成十四年一月一日
香川県立小豆圏域健康生きがい中核施設の使用料の徴収事務	小豆島町	小豆郡小豆島町池田二一〇〇番地四	平成十四年六月七日
高松港湾湾施設使用料(通行料、係船料及び停泊料)の徴収事務	飯間 孝則	高松市神在川窪町六七二番地三	平成十四年九月二十四日
保育士登録手数料の収納事務	社会福祉法人日本保育協会	東京都渋谷区神宮前五丁目五三号一番	平成十五年四月一日
香川県立高松圏域健康生きがい中核施設の目的外使用料の徴収事務	三木町	木田郡三木町大字氷上三一〇	平成十五年五月十二日
香川県歴史博物館駐車場、栗林公園北門前駐車場及び栗林公園東門前駐車場の使用料(回数券により利用する場合の使用料に限る。)の収納事務	西日本ビル管理株式会社	高松市東ハゼ町五番地六	平成十六年六月一日
香川県立屋島陸上競技場、香川県立丸亀武道館、香川県立総合水泳プール、香川県総合運動公園及び香川県立丸亀競技場の使用料(かがわ電子自治体システム施設利用申込システム)	株式会社西日本情報サービスセンター	高松市亀井町七番一五号	平成十七年三月一日
ービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。)の収納事務			
香川県産業交流センターの使用料の徴収事務	穴吹エンタープライズ株式会社	高松市福田町二一番地一	平成十七年四月一日
高松ビクターバスの使用料の収納事務	株式会社高松マリーナ	高松市浜ノ町六八番一七号	平成十七年四月一日
香川県歴史博物館及び香川県文化会館の使用料(かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。)の収納事務	株式会社西日本情報サービスセンター	高松市亀井町七番一五号	平成十七年五月二日
かがわ総合リハビリテーションセンターの手数料の徴収事務	社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団	高松市田村町二二四一四	平成十八年四月一日
サンポート高松交流拠点施設駐車場、玉藻地区ハーバーpromナード第一駐車場、港湾緑地第二駐車場及び港湾緑地第三駐車場の使用料の収納事務	シンボルタワー開発株式会社	高松市サンポート二番一四一	平成十八年四月一日
サンポート高松交流拠点施設国際会議場及び展示場の使用料の徴収事務	シンボルタワー開発株式会社	高松市サンポート二番一四一	平成十八年四月一日
県営住宅の家賃の徴収事務	直島町	香川郡直島町字鏡山一三二番地の一	平成十八年四月一日

香川県立体育館又は香川県立武道館において香川県教育委員会が行うスポーツ教室の使用料の徴収事務	四電工・シンコースポーツグループ	高松市松島町一丁目一番二二号	平成十八年四月一日
香川県庁地下駐車場使用料の収納事務	大和警備保障株式会社	高松市室新町二番地五	平成十八年四月一日
県営住宅の家賃及び駐車場使用料の収納事務	香川県建築設計協同組合	高松市磨屋町六番地四	平成十八年六月一日

公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十八年九月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類
基本測量（二五〇〇レベルGIS基盤情報整備作業）
- 二 作業期間
平成十八年九月二十一日から平成十九年三月二十日まで
- 三 作業地域
木田郡三木町

監査委員公表

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年9月8日

		香川県監査委員	石川 豊
1	監査対象部局 健康福祉部（病院事業会計）	同	辻村 修
2	監査対象年度 平成17年度	同	石川 綱
3	監査の概要 監査対象機関 丸亀病院 津田病院 白鳥病院 がん検診センター 中央病院 県立病院課	同	野田 峻 治 司
	監査年月日		
	平成18年7月12日		
	平成18年7月13日		
	平成18年7月18日		
4	監査の結果 事業の運営及び予算の執行については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。 予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。		
	(1) 指摘事項 該当事項なし		
	(2) 指導注意事項 ア 通勤手当の支給について 通勤手当の支給に当たり、支給もれがあるので追給する必要がある。（中央病院） イ 県外旅費の支給について 旅費の支給に当たり、行程を誤って支給しているのので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（中央病院） ロ 旅費の支給に当たり、宿泊料の支給もれがあるので追給する必要がある。（津田病院） ハ 収納金の取扱いについて		

窓口収納された現金は、金銭出納員に引継ぎ、現金出納簿に記載した後、出納取扱金融機関に預け入れることとなっているが、入院分については、金銭出納員に引き継がれず出納取扱金融機関に預け入れられていたので、金銭出納員に引継ぎ、現金出納簿に記載する必要がある。(中央病院)

(3) 検討指示事項
該当事項なし

●香川県監査委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成18年9月8日

香川県監査委員	石川	豊
同	辻村	修
同	石川	稠治
同	野田	峻司

1 監査対象部局 水道局

2 監査対象年度 平成17年度

3 監査の概要

監査対象機関 監査年月日

県営水道事務所 平成18年7月12日

水道局 平成18年7月14日

4 監査の結果

事業の運営及び予算の執行については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 超過勤務手当の支給について

超過勤務手当の支給に当たり、誤って支給しているため、正当額との差額分を返

納させる必要がある。(水道局)
(3) 検討指示事項
該当事項なし